

鴨川における良好な景観形成について

京都府では、鴨川の良好な河川環境の保全及び快適な利用の確保を図るため、鴨川に面した建物におけるエアコン室外機等の工作物が、景観の阻害要因とならないよう、環境配慮要請区域を指定し、ガイドラインに基づき目隠しや塗装などの景観対策を行う事業に対して補助金制度を創設しております。

1. 景観配慮要請区域の指定

(1) 指定区域

鴨川右岸の二条大橋から五条大橋まで

(2) 指定年月日

平成 26 年 3 月 14 日（金）

（鴨川等の区域に隣接する土地における景観配慮）

京都府鴨川条例第 15 条第 1 項 知事は、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域に隣接する土地において工作物を設置する者に対し、鴨川等から望む良好な景観の形成に配慮して当該工作物を設置するよう要請することができる。

2. 鴨川景観対策（エアコン室外機等対策）ガイドライン

(1) 概要

▲対策方法は、縦格子による目隠し又は塗装とし、組合せ可

▲「格子形状による目隠し」の場合

素材…木製又は金属製

色彩…自然素材以外は明度 3 以下の目立たない色

▲「塗装」の場合

色彩…明度 3 以下の目立たない色

(2) ガイドライン策定日

平成 26 年 3 月 24 日（月）

3. 鴨川景観対策事業補助金

鴨川から容易に見ることができるエアコン室外機について、景観対策のために目隠しの設置や塗装等を行う事業に対して助成を行うもの。

(1) 補助対象区域

鴨川右岸の二条大橋から五条大橋までの区間

(2) 補助対象者

事業協同組合、町内会、自治会その他の団体

(3) 補助対象経費、補助率及び上限額

（裏面のとおり）※ただし、1 建物当たり 1 万円を超える部分に限る。

(4) 要綱及び申請書

京都府ホームページ

(<http://www.pref.kyoto.jp/kamogawa/kasenhojyo.html>)

(5) 申請受付開始日

平成 26 年 3 月 24 日（月）から

(参考：鴨川景観対策事業補助金に係る補助対象経費、補助率及び上限額)

補助対象経費	補助率	上限額
塗装し、かつ、府内産木材の目隠しを設置することに要する材料費及び施工費	10分の10以内	対象室外機1台につき 40,000円
府内産木材の目隠しの設置に要する材料費及び施工費	10分の8以内	対象室外機1台につき 30,000円
府内産木材以外（木製又は金属製）の目隠しの設置に要する材料費及び施工費	2分の1以内	対象室外機1台につき 15,000円
撤去に要する施工費	2分の1以内	対象室外機1台につき 15,000円
鴨川河川区域から容易に見ることができない場所への対象室外機の移設に要する材料費及び施工費	2分の1以内	対象室外機1台につき 15,000円
塗装に要する材料費及び施工費	3分の1以内	対象室外機1台につき 10,000円